モントリオール議定書第 28 回締約国会議 (10 月 10 日~14 日 於:ルワンダ・キガリ) HFC に係る議定書改正(キガリ改正)の採択等

平成 28年 10月 オゾン層保護等推進室

1 概要及び評価

- (1)10月10日から14日にかけて、ルワンダ・キガリにおいて、モントリオール議定書第28回締約 国会合(MOP28)が開催された。我が国からは、外務省・経済産業省・環境省の関係者が出席 した。
- (2) 今次会合において、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の生産及び消費量の段階的削減義務等を定める議定書の改正(キガリ改正)が採択された。同改正議定書は、20 か国以上の締結を条件に2019年1月1日以降に発効する。
- (3) 我が国は、本件改正を支持する立場から、米国等の先進国と緊密に協力して会合に臨んだ。

2 キガリ改正の採択

改正の内容

- ア HFC の生産及び消費量の段階的削減義務として、①先進国においては、2011-2013 年の平均数量等を基準値として、2019 年から削減を開始し、2036 年までに85%分を段階的に削減、②開発途上国においては、(ア)第一グループ(中国・東南アジア・中南米・アフリカ諸国・島嶼国等、グループ2以外の開発途上国)は2020-2022 年の平均数量等を基準値として、2024 年に凍結、2045 年までに80%分を段階的に削減、(イ)第二グループ(印・パキスタン・イラン・イラク・湾岸諸国)は、2024-2026 年の平均数量等を基準として、2028 年に凍結し、2047 年までに85%分を段階的に削減する。(別紙参照)
- イ 議定書の下で既に規制対象となっているオゾン層破壊物質と同様に、貿易規制、生産・輸出 入量に関する定期報告等を実施する。
- ウ 上記に加え,議定書の規制対象物質であるハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)生産過程 において発生する HFC23 の排出を,2020 年 1 月以降, MOP で承認された技術を用いて破壊する。

3 議定書の実施に係る議論

(1)HCFC 段階的廃絶に関する問題

先進国における、(a)2020年以降のHCFCの不可欠用途の可能性と必要性、(b)2020年から2030年の期間におけるHCFC全廃後の0.5%のサービス用途の必要性、及び(c)2020年以降の開発途上国の国内の基礎的な需要を満たすための生産枠の見直しに関し、TEAPに対し調査報告作成を要請すること等が決定された。

(2) 冷媒の安全性基準に関する問題

冷蔵冷凍空調製品及び機器での、可燃性冷媒を含む代替物質の使用に係る国際安全性基準に関連する基準設定機関との連携及び調整を促進する目的で、TEAPによるタスク・フォースを設置すること、及び来年、低地球温暖化係数の代替の安全な使用に関連する安全性基準に関するワークショップを開催すること等が決定された。

4 次回 MOP の予定

次回第 29 回締約国会合(MOP29)は、2017 年、カナダ・モントリオールで開催される予定(日程調整中)。

(了)

HFC 生産・消費量の段階的削減スケジュール

| | 開発途上国 第1グループ | 開発途上国 第2グル一プ | 先進国 |
|----------|-----------------|-----------------|-------------|
| 基準年 | 2020-2022 年 | 2024-2026 年 | 2011-2013 年 |
| 基準値 | 各年のHFC量の平均 | 各年の HFC 量の平均 | 各年の HFC 量の平 |
| (CO2 換算と | +HCFC の基準値の | +HCFC の基準値の | 均+HCFC の基準 |
| する) | 65% | 65% | 値の 15% |
| 凍結年 | 2024 年 | 2028 年 | なし |
| 第1段階 | 2029年 ▲10% | 2032年 ▲10% | 2019年 ▲10% |
| 第2段階 | 2035年 ▲30% | 2037年 ▲20% | 2024年 ▲40% |
| 第3段階 | 2040年 ▲50% | 2042年 ▲30% | 2029年 ▲70% |
| 第4段階 | | | 2034年 ▲80% |
| 最終削減 | 2045年 ▲80% | 2047年 ▲85% | 2036年 ▲85% |

- (注1)途上国第1グループ:開発途上国であって,第2グループに属さない国
- (注2)途上国第2グループ:印,パキスタン,イラン,イラク,湾岸諸国
- (注3)2022年, 及びその後5年ごとに技術評価を実施する。
- (注 4)途上国第 2 グループについて, 凍結年(2028 年)の 4~5 年前に技術評価を行い, 凍結年を 2 年間猶予することを検討する。
- (注 5) 先進国に属するベラルーシ, 露, カザフスタン, タジキスタン, ウズベキスタンは, 規制措置に差異を設ける(基準値の算出方法として, HCFC の基準値の 25%を算入, 及び削減スケジュールについて, 第 1 段階は 2020 年に▲5%, 第 2 段階は 2025 年に▲35% 削減とする)。